告示

○外務省告示第二十八号

平成二十年十月二十四日に北京で署名された領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の批准書の交換は、平成二十二年一月十七日に東京で行われた。よって、同協定は、その第十五条1の規定に従い、平成二十二年二月十六日に効力を生ずる。

平成二十二年一月十八日

外務大臣　岡田　克也

公告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６０号

宮城県遠田郡美里町字桜木町195番地　ハイツライフアリーナＧ203号、従前の住所宮城県大崎市古川福浦１丁目20番11号

債務者　相澤　あみ（旧姓及川）

1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号

宮城県大崎市岩出山字下川原61番地67

債務者　野村　恭平

1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号

山形県東田川郡庄内町余目字谷地田60番地６、前住所東京都足立区江北７丁目１番17―202号

債務者　北川　忠義

1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１１９号

山形県東田川郡庄内町余目字谷地田60番地６、前住所山形県酒田市大字黒森字谷地中85番地

債務者　北川　巳紀

1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１５４６号

埼玉県川口市芝園町３番９―1102号

債務者　佐藤　一樹（旧姓小幡）

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４８号

さいたま市北区植竹町２丁目85番地　植竹団地６―206

債務者　大岩　慎二

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５６号

さいたま市桜区田島３丁目14番２号　パレスコーポ青山202

債務者　工藤　浩美

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８５号

さいたま市緑区大字三室1423番地２　サンハウス

債務者　熊膳　祐子

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９４号

埼玉県新座市片山２丁目８番４号

債務者　加藤　榮市

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９６号

埼玉県朝霞市本町３丁目３番83号　エアフォルク朝霞201号

債務者　吉田　久美

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０３号

埼玉県鴻巣市鎌塚３丁目２番23号

債務者　内田　治郎

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０４号

埼玉県鴻巣市鎌塚３丁目２番23号

債務者　内田　千恵

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０５号

埼玉県鴻巣市鎌塚２丁目７番１号、住民票上の住所埼玉県鴻巣市鎌塚３丁目２番23号

債務者　内田　和夫

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４１号

埼玉県鳩ヶ谷市大字里420番地　302号

債務者　富田　紀代（旧姓粟澤・山路）

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５６号

さいたま市北区日進町２丁目1766番地２

債務者　木島　　彰

1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係